

元気70パス バスカード（ICカード）について

利用回数

制限なし

利用料金

1乗車100円（市内のみ）

① 乗降時、IC読取り機にカードをタッチします

乗るときに

ピッ

IC読取り機にカードをかざし、「ピッ」という電子音が鳴るまでしっかりとタッチしてください。

（表・裏どちらでも可）

「ピーー」という長い音や、「ピピピッ」という警告音が鳴ったときは、もう一度タッチし直してください。

（モニター画面にも表示されます）



降りるときに

ピッ

運転手に老人優待利用券の提示(※)をしたうえで、乗車時と同じくカードをタッチし、料金をお支払いください。

※老人優待利用券の提示

70パス利用者は本人確認として、老人優待利用券(顔写真付き)を運転手に必ず提示してください(本人以外使用できません)。



注意 他のICカードや、電波を妨げるものといっしょにタッチしないでください(正しく読取りしないことがあります)。

② チャージ機能を活用すれば、降車時ごとの現金払いが不要です

- ・チャージとはICカードに専用の機械やソフトを使って事前に入金することです。
- ・チャージは和歌山バスの定期券売り場、市内営業所（次のとおり）及びバス車内で行えます。
《定期券売り場（南海和歌山市駅、JR和歌山駅、JR紀伊駅）、和歌山バス和歌山営業所（和歌浦）》
- ・チャージをせずに現金（市内1乗車100円）でのお支払いも可能です。

③ 更新手続きは不要です

- ・翌年度以降も引き続き使用できます。

④ バスカードを紛失等した場合、再交付が可能です(有料)

- ・カード代として1,000円が必要です（取扱いは市役所のみです。支所・連絡所では手続きできません）。
※ 紛失以外の盗難・汚破損等による再発行の場合でもカード代が必要です。
- ・バスカードにチャージ残額がある場合、市役所での手続き後和歌山バス（営業所又は定期券売り場）での払戻しが可能です。
※ 紛失の手続きには一定期間を要し、その間に不正利用されても市及び和歌山バスはその責を負いません。
※ 再発行手続き後に紛失したカードを発見されても、そのカードはご利用できません。

その他、ご了承いただきたいこと

- ・転出等により和歌山市民でなくなったときは、ご返却願います。
- ・上記の理由でサービス対象者でなくなった方、及び紛失届を提出された方のバスカードは、バス会社に依頼のうえ失効処理します。その際裏面のバスカード番号について、バス会社に情報提供しません（氏名等個人を特定する情報は提供しません）。
- ・10年間利用のなかったバスカードは、自動的に失効します。
- ・他人への貸与、譲渡、交換など不正な使用があった場合、返還していただく場合があります。

本市のバスカード事業は、和歌山バス・和歌山バス那賀の協力を得て実施しています。事業継続のためにも、皆様の積極的なご利用をお願い申し上げます。

お問合せ先

和歌山市 高齢者・地域福祉課

☎ 435-1063